

社会福祉施設整備に係る契約事務の基準

第1 趣旨

この「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」（以下「基準」という。）は、社会福祉法人（以下「法人」という。）が行う社会福祉施設の整備に係る契約事務に関する遵守事項を定めたものである。

社会福祉施設の整備事業（補助事業）は、公費により多額の補助金を受けて行うものであり、その執行の適正化が強く求められていることから、入札・契約に当たっては、市の公共建築工事における入札・契約手続に準拠した取扱いをすることとし、この基準に従って事業を執行しなければならない。

第2 契約方法

1 一般競争入札

法人の経理規程の定めにより、指名競争入札（2の条件を満たす場合に限り。）又は随意契約できる場合を除き、一般競争入札の方法によること。

2 指名競争入札

相当に高い技術力を必要とする工事で、その工事を履行するために必要な能力を有する者が限られる工事を対象とする。

指名競争入札の方法による場合の1件当たりの指名業者数等は、次の表の区分によること。

設計金額	指名業者数
3億円以上	12人
1億円以上3億円未満	10人
7,000万円以上1億円未満	9人
3,000万円以上7,000万円未満	8人
1,000万円以上3,000万円未満	6人
200万円以上1,000万円未満	5人
100万円以上200万円未満	4人
100万円未満	3人

第3 契約事務

1 工事費の積算

積算単価は、「建設物価」、「積算資料」等の刊行物単価を採用し、これによりがたい場合には、3者以上から参考見積を徴した上で決定すること。また、積算内訳書には積算の根拠を明示すること。

2 入札参加資格の決定

- (1) 入札に参加する業者に必要な資格は、理事会で決定すること。なお、法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する者は入札に参加することはできない。

○入札参加資格として設定すべき要件

- ・市の「入札参加資格者名簿」に建設工事等の種類の別に応じ、登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法に基づく営業停止、「岡崎市入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止処分又は入札参加制限処分を受けている期間にない者であること。
- ・建設工事の業種区分について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- ・入札ごとに定める資格を有している者であること。

- (2) 入札・契約事務の公正を確保するため、設計業者と請負業者の分離を徹底し、設計業者と資本・人事面で関係のある請負業者を入札参加業者から排除すること。

3 予定価格の決定

- (1) 予定価格は理事長が決定し、理事長の押印による予定価格書を作成すること。
- (2) 予定価格書は開札までの間、法人において厳重に保管しておくこと。

4 入札の公告（一般競争入札の場合）

- (1) 入札を行うに当たっては、公告事項を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うこと。
- (2) 公告事項及び公告の方法は、理事会において決定すること。
- (3) 決定した公告事項等は、理事会の議事録を添えて市に届け出ること。（様式1）

○公告事項

- ・入札に付する事項（工事名、工事の概要、工事場所、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格）等）
- ・入札に参加する者に必要な資格
- ・入札の場所及び日時
- ・契約条項を示す場所及び日時
- ・無効な入札となる該当事項
- ・その他必要な事項（一括下請の禁止等）

○公告方法

- ・新聞紙面、法人の事務所玄関前への掲示又はインターネットの利用（他の方法と併用する場合に限る。）のうち2つ以上の方法により入札の公告を行い、できるだけ多数の入札参加者を得るよう配慮すること。

○公告時期及び公告期間

- ・入札期日の前日から起算して、土日祝を除き、少なくとも次の各号に定める日前までに公告を行うこと。ただし、急を要する場合には、当該各号に定める日を5日以内に限り短縮することができる。
- (1) 1件の予定価格が5,000万円に満たない工事 10日
 - (2) 1件の予定価格が5,000万円以上の工事 15日

5 指名競争入札における入札参加業者の指名等

- (1) 入札参加業者の指名は、市の「入札参加資格者名簿」に登載されている者のうちから指名する。
- (2) 入札参加業者を決定する前に、「入札参加予定業者名簿」（様式2）を市に届出すること。（ファクシミリで可）
- (3) 入札参加業者は、資格審査を行った上で、理事会で決定すること。
- (4) 2者以上を入札参加者として選定できない場合は、資格要件又は設計内容を変更し、再指名を行うこと。
- (5) 決定した入札参加業者については、理事会の議事録を添えて市に届け出ること。（様式3）
- (6) 決定した入札参加業者に対し、決定した旨を書面により通知すること。

6 入札参加業者への説明

- (1) 談合を防止するため、各入札参加者を一堂に集めての現場説明会は行わず、個別に「設計図書」（金額を除いたもの）等を交付し、工事概要等を説明すること。
- (2) 入札参加業者に対する工事概要等の説明事項は、理事会の議決をもって決定すること。

○説明事項

- ・工事の名称、場所、概要、工期等
 - ・設計図書
 - ・入札を実施する日時及び場所
 - ・入札に関する条件
- ※入札の当日に入札参加業者から入札書のほか、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（別紙様式例）を提出させる旨指示しておくこと。
- ・契約の内容
 - ・補助事業の概要（公費により建設されること。）
 - ・工事費積算に算入してはならない項目（別に契約する特殊浴槽、非常通報装置等）の指示
 - ・その他必要な事項

7 入札の実施

- (1) 入札に際しては、理事長以外に複数の理事、監事、評議員等（理事長と親族関係にある者を除く。）を立ち合わせることを。
- (2) 市が必要と認めるときは、市の職員が立ち会うものとする。
- (3) 設計委託業者等建築設計業務に精通した技術者の立会いを依頼すること。
- (4) あらかじめ理事長が作成した予定価格書を入札場所に持参すること。
- (5) 代理人による入札の場合には委任状の提出を受け、入札参加業者の確認をしたうえ、入札に関する注意事項を説明し、次の手順により入札を行うこと。
 - ア 各入札参加業者から、入札書及び入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（別紙様式例）、公告に示す入札参加資格を有していることを証する書類の提出を受ける。
 - イ 全ての入札参加業者による入札が終了した後、直ちに当該入札場所において、全ての入札参加業者の立会いの下で開札し、あらかじめ準備した予定価格書に記載された入札書比較価格との照合を行う。
 - ウ 法人の入札執行担当職員が、最低価格提示者から順に3者以上について、その入札参加業者の商号又は名称及び入札金額を読み上げるとともに、最低価格提示者から順に資格審査を行ったうえで後日落札決定する旨を宣言し、落札を保留する。ただし、最低価格提示者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加業者にくじを引かせて資格確認を行う順序を決定する。
 - エ 資格確認は、入札書、工事費内訳書及び入札参加資格を有していることを証する書類により、原則として入札を執行した日の翌日までに行うものとする。
 - オ 資格確認の結果、落札候補者（入札参加資格の確認の対象となる者）について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定し、落札決定した旨を通知する。
 - カ 入札参加業者には、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。なお、法人のホームページ又は掲示場において、入札結果として掲載する方法により当該入札参加業者に通知することもできる。
 - キ 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (ア) 入札参加資格を確認できない者のした入札
 - (イ) 入札書に記載漏れのある入札（入札金額、工事名及び工事場所、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名等）
 - (ウ) 入札の金額を訂正した入札又は入札金額について錯誤と認められ

る入札

- (エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (オ) 入札に際して談合等による不正行為が疑われる入札
- (カ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (キ) 工事費内訳書を提出しない者又は不備のある工事費等の内訳書を提出した者のした入札

8 入札結果の報告・公表

- (1) 入札を実施した後、速やかに入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆の署名とともに、入札結果を市に報告すること。(様式4-1、様式4-2)
- (2) 法人において、入札結果を一般の閲覧に供すること。(市においても様式4-2を用いて一般の閲覧に供する。)

9 契約の締結

- (1) 工事請負契約の締結は、理事会の議決後速やかに行うこと。
- (2) 請負業者に、一括下請は承諾しない旨通知すること。
- (3) 請負業者に役員名簿及び下請業者名簿を提出させること。
- (4) 建築業者の決定届(様式5)、契約書の写し、工程表、請負業者の役員名簿(様式自由)及び下請業者名簿(様式6)を市に届出すること。(下請業者名簿はそのつど届出すること。)

10 談合情報への対応

法人が、入札についての談合情報に係る通報を受けた場合には、別に定める「社会福祉施設整備に係る談合情報対応マニュアル」に基づき対応をすること。

第4 適正な工事監理の実施

建設工事(建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の適正な実施を確保するため、法人は、工事監理者に対し適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

- (1) 工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。
- (2) 施設整備の全工程において、適切に工事関係書類(特に工事写真)を整備すること。

第5 中間検査・完了検査の実施

市は、工期の竣工時点で実地検査を実施し、必要に応じて中間検査も実施する。中間検査では入札関係書類、工事請負契約書や設計図書の内容及び設

計図書どおりの施工が行われていること等を、完了検査では実績報告どおりの施工が行われていること及び建築基準法や消防法等他法令による許可の状況等を確認する。中間検査を実施しない場合は、完了検査で一括確認する。

附 則

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手している社会福祉施設の整備に係る契約事務については、なお従前の例による。